

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年7月2日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第5号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程（昭和39年4月水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用途別の認定基準)</p> <p>第6条 条例第12条第5項に規定する用途別の認定の基準は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 公衆浴場用</p> <p><u>神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号）第2条第1項に定める一般公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により兵庫県知事が指定する公衆浴場入浴料金統制額の適用を受ける公衆浴場において使用するもの</u></p>	<p>(用途別の認定基準)</p> <p>第6条 条例第12条第5項に規定する用途別の認定の基準は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 公衆浴場用</p> <p><u>公衆浴場法基準条例（昭和39年兵庫県条例第64号）第2条第1項に定める一般公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により兵庫県知事が指定する公衆浴場入浴料金統制額の適用を受ける公衆浴場において使用するもの</u></p>

(4) [略]

(特別給水の料金の額)

第6条の3 条例第13条に規定する管理者の定める金額は、使用水量1立方メートルにつき450円とする。

2 [略]

(集合住宅等の料金計算)

第8条の4 [略]

2 前項の場合において、受水タンク上流のメーターの指示水量が子メーターの指示水量（口径20ミリメートル以下の子メーターの指示水量が5立方メートルに満たないものについては、5立方メートルとみなす。）の総和を超えるときのその差水量の料金は、1立方メートルにつき、条例第12条第4項に規定する一般用20立方メートルまでの分（口径20ミリメートル以下のメーターにより給水を受ける場合にあつては、10立方メートルを超え20立方メートルまでの分）1立方メートルに係る従量料金に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、特に管理者の定める基準に合格した集合住宅及び住宅団地の受水タンク以下の装置については、別に定めるところにより計算する。

3 [略]

(4) [略]

(特別給水の料金の額)

第6条の3 条例第13条に規定する管理者の定める金額は、使用水量1立方メートルにつき415円とする。

2 [略]

(集合住宅等の料金計算)

第8条の4 [略]

2 前項の場合において、受水タンク上流のメーターの指示水量が子メーターの指示水量（口径20ミリメートル以下の子メーターの指示水量が10立方メートルに満たないものについては、10立方メートルとみなす。）の総和を超えるときのその差水量の料金は、1立方メートルにつき、条例第12条第4項に規定する一般用20立方メートルまでの分1立方メートルに係る従量料金に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、特に管理者の定める基準に合格した集合住宅及び住宅団地の受水タンク以下の装置については、別に定めるところにより計算する。

3 [略]

(施行期日)

- 1 この管理規程は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第6条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程による改正後の神戸市水道条例施行規程第6条の3第1項及び第8条の4第2項の規定は、令和6年12月1日以後に決定又は認定する使用水量に係る水道料金について適用し、同日前に決定又は認定する使用水量に係る水道料金については、なお従前の例による。